

## 〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、社会福祉法人（介護）を除く調査対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

### 1 退職一時金制度

#### (1) 退職一時金の制度の有無及びその内容（表1）【集計表第1表、第2表】

制度を採用しているのは、調査産業計では149社（集計166社の89.8%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは22社（制度のある149社の14.8%）、それ以外は128社（同85.9%）となっている。製造業では制度を採用しているのは87社（集計98社の88.8%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは13社（制度のある87社の14.9%）、それ以外は75社（同86.2%）となっている。

調査産業計で退職時の賃金以外を算定基礎給とする128社のうち、「点数方式（職能等級、勤続年数等を点数（ポイント）に置き換えて算定する方式）」が102社（128社の79.7%）、「別テーブル方式（賃金と連動しない体系又はテーブルで算定する方式）」が19社（同14.8%）等となっている。製造業では退職時の賃金以外を算定基礎給とする75社のうち、「点数（ポイント）方式」が62社（75社の82.7%）、「別テーブル方式」が10社（同13.3%）等となっている。

表1 退職一時金制度の有無及び算定基礎

産業区分・年	退職一時金制度のある企業	退職一時金の算定基礎（複数回答）					退職一時金制度のない企業（退職年金制度のみ）
		退職時の賃金	退職時の賃金以外	別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他	
調査産業計	149	22	128	19	102	11	17
製造業	87	13	75	10	62	5	11
前回（令和元年）							
調査産業計	162	29	138	21	110	11	16
製造業	90	13	80	12	65	5	11

(注1) 「その他」には、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

(注2) 退職一時金の算定基礎について平成27年調査から複数回答方式で調査している。

#### (2) 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係（表2）【集計表第2表、第3表】

調査産業計では、賃金改定の結果を退職一時金の算定基礎に自動的に反映させるのは40社（退職一時金の支払原資を社内で準備している企業147社の27.2%）で、そのうち改定結果の全部を反映させるのが23社（40社の57.5%）、一部を反映さ

せるのが17社（同42.5%）となっている。賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させないのは106社（支払原資を社内で準備している147社の72.1%）で、そのうち算定基礎は賃金改定とは連動しないのが97社（106社の91.5%）となっている。

製造業では、改定結果を算定基礎に自動的に反映させるのは21社（支払原資を社内で準備している86社の24.4%）、必ずしも自動的に反映させないのは64社（同74.4%）となっている。

表2 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係

(社)

産業区分	退職一時金の支払原資を社内で準備している社数	賃金改定の結果を算定基礎に自動的に反映させる	賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させない			反映させるか否かはその時点で判断	算定基礎は賃金改定とは連動しない	
			全部を反映	一部を反映	その時点で判断			
調査産業計	147	40	23	17	-	106	8	97
製造業	86	21	13	8	-	64	4	59
前回(令和元年)								
調査産業計	159	41	24	17	-	115	7	108
製造業	89	20	13	7	-	67	2	65

### (3) 定年到達までの退職一時金の算定（表3）【集計表第4表】

一定の年齢や勤続年数で退職一時金を固定する制度があるのは、調査産業計では31社（集計146社の21.2%）で、固定する平均年齢は57.2歳、平均勤続年数は29.0年となっている。製造業では18社（集計84社の21.4%）で、平均年齢は56.9歳、平均勤続年数は36.3年となっている。

退職一時金が定年まで増えるのは、調査産業計では115社（集計146社の78.8%）で、内訳は「算定基礎給及び支給率ともに上昇」が19社（115社の16.5%）、「ポイントが増加」が79社（同68.7%）等となっている。製造業では66社（集計84社の78.6%）で、内訳は同様に10社（66社の15.2%）、46社（同69.7%）等となっている。

表3 定年前の退職一時金の取扱い

(社)

産業区分・年	集計社数	定年前に退職一時金額を固定	定年まで退職一時金が増加する	その他		
				算定基礎給及び支給率が上昇	ポイントが増加	その他
調査産業計	146	31	115	19	79	16
製造業	84	18	66	10	46	9
前回(令和元年)						
調査産業計	158	30	128	20	85	19
製造業	87	18	69	11	46	10

(4) 退職一時金受給資格に要する最低勤続期間(所要年数)(表4)【集計表第5表】

退職一時金の受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)を退職理由別にみると、会社都合では調査産業計、製造業ともに「1年未満」とする企業が最も多く、それぞれ81社(集計146社の55.5%)、53社(同85社の62.4%)となっている。自己都合では調査産業計、製造業ともに「3年以上」とする企業が最も多く、それぞれ74社(同146社の50.7%)、41社(同85社の48.2%)となっている。

表4 退職一時金受給資格付与に要する所要年数

(社)

産業区分・年	集計社数	会社都合(定年を含む)				自己都合			
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
調査産業計	146	81	43	6	16	11	35	22	74
製造業	85	53	25	2	5	6	24	11	41
前回(令和元年)									
調査産業計	157	83	50	9	15	10	38	27	79
製造業	87	49	31	3	4	6	24	14	41

(5) 退職一時金制度の変更状況(表5)【集計表第6表】

最近2年間(令和元年7月~令和3年6月)に退職一時金制度を変更したのは、調査産業計では25社(集計148社の16.9%)となっている。変更内容は「支給率の変更」が4社(25社の16.0%)、「算定方法の変更」が2社(同8.0%)、「算定基礎給の変更」が3社(同12.0%)等となっている。製造業で変更したのは19社(集

計86社の22.1%) となっている。

表5 退職一時金の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更した	(複数回答)							変更していない
			算定基礎給の変更	算定方法の変更	支給率の変更	特別加算制度の変更	制度の廃止	原資の一部又は全部を年金に移行	その他	
調査産業計	148	25	3	2	4	1	-	2	14	123
製造業	86	19	3	1	4	1	-	2	9	67
前回(令和元年)										
調査産業計	161	18	2	3	5	1	-	1	7	143
製造業	89	14	2	3	3	-	-	1	6	75

## 2 退職年金制度

### (1) 退職年金制度の有無及びその種類(表6) 【集計表第7表、第1表】

調査産業計で制度を採用しているのは161社(集計166社の97.0%)で、「確定給付企業年金(規約型)」77社(制度のある161社の47.8%)、「確定給付企業年金(基金型)」45社(同28.0%)、「確定拠出年金(企業型)」116社(同72.0%)等となっている。

製造業で制度を採用しているのは95社(集計98社の96.9%)で、「確定給付企業年金(規約型)」40社(制度のある95社の42.1%)、「確定給付企業年金(基金型)」30社(同31.6%)、「確定拠出年金(企業型)」70社(同73.7%)等となっている。

表6 退職年金制度の有無及び採用している年金の種類

(社)

産業区分・年	退職年金制度のある企業	採用している年金の種類(複数回答)					退職年金制度のない企業 (退職一時金制度のみ)
		確定給付企業年金	規約型	基金型	確定拠出年金(企業型)	その他の年金	
調査産業計	161		122	77			45
製造業	95	70	40	30	70	3	3
前回(令和元年)							
調査産業計	168	135	86	49	114	5	10
製造業	94	72	39	33	65	4	7

(注) 「その他の年金」には、厚生年金基金や確定拠出年金(個人型)、企業独自の年金等が含まれる。

(2) 退職年金制度の変更状況（表7）【集計表第8表】

最近2年間（令和元年7月～令和3年6月）に制度を変更したのは、調査産業計では27社（集計161社の16.8%）となっている。変更した年金の種類は確定給付企業年金が19社（同11.8%）、確定拠出年金（企業型）が16社（同9.9%）等となっており、内容は、「予定利率・給付利率の引下げ」が4社（同2.5%）、「制度の新設」が6社（同3.7%）等となっている。製造業で制度を変更したのは17社（集計95社の17.9%）で、変更した年金の種類は確定給付企業年金が11社（同11.6%）、確定拠出年金（企業型）が11社（同11.6%）等となっている。

表7 退職年金制度の変更状況

産業区分・年	集計社数	変更した	(複数回答)			変更していない
			確定給付企業年金	確定拠出年金(企業型)	その他の年金	
調査産業計	161	27	19	16	-	134
製造業	95	17	11	11	-	78
前回(令和元年)						
調査産業計	168	28	17	14	1	140
製造業	94	14	9	7	1	80

(注) 表6の(注)に同じ。

(3) 年金の掛金（表8）【集計表第9-1表～第9-3表】

調査産業計で掛金の算定方法についてみると、確定給付企業年金（規約型）では「点数（ポイント）に単価を乗ずる」が36社（制度のある77社の46.8%）、「算定基礎に定率（全員同率）を乗ずる」が27社（同35.1%）で、確定給付企業年金（基金型）ではそれぞれ20社（制度のある45社の44.4%）、15社（同33.3%）等となっている。確定拠出年金（企業型）ではそれぞれ47社（制度のある116社の40.5%）、16社（同13.8%）等となっている。

調査産業計で確定給付企業年金（規約型、基金型）を採用している企業のうち、労働者の掛金負担があるのは、規約型では8社（集計77社の10.4%）、基金型では12社（同45社の26.7%）となっている。確定拠出年金（企業型）を採用している企業でマッチング拠出を導入しているのは59社（同115社の51.3%）となっている。

表8 掛金の算定方式（調査産業計）

(社)

年金の種類	制度のある企業	定額 〔全員同額〕	算定基礎に定率（全員同率）を乗ずる	点数（ポイント）に単価を乗ずる	性、年齢、勤続年数等に 応じた額	算定基礎に性、年齢、勤続年数等に 応じた割合を乗ずる	その他
確定給付企業年金（規約型）	77	4	27	36	-	3	7
確定給付企業年金（基金型）	45	2	15	20	-	-	8
確定拠出年金（企業型）	116	7	16	47	-	-	46
前回（令和元年）							
確定給付企業年金（規約型）	86	6	30	38	-	1	11
確定給付企業年金（基金型）	49	2	16	21	-	3	7
確定拠出年金（企業型）	114	10	20	42	-	-	42

(注) その他には、「定額+定率」等、複数の算定方法を併用している場合等が含まれる。

### 3 退職金額

#### (1) 平均退職金支給額（表9、表10）【集計表第11表、第12表】

令和2年度1年間（決算期間）の平均退職金支給額を退職事由別にみると、調査産業計では定年退職18,729千円、会社都合11,972千円、自己都合4,473千円となっている。製造業では定年退職19,005千円、会社都合11,228千円、自己都合5,282千円となっている。

表9 退職事由別1人平均退職金額

(社、千円)

産業区分・年度	定年退職		会社都合		自己都合	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計	90	18,729	46	11,972	92	4,473
製造業	48	19,005	31	11,228	49	5,282
前回（令和元年度）						
調査産業計	92	12,138	51	13,002	92	4,144
製造業	49	11,422	31	11,746	48	3,210

(注) 金額には退職年金の掛金（事業主負担分）の現価額が含まれる。

男性定年退職者の退職金支給額を学歴、勤続年数別にみると、調査産業計では大学卒は勤続35年19,033千円、満勤勤続22,304千円、高校卒はそれぞれ17,457千円、20,176千円となっている。製造業では大学卒は勤続35年17,445千円、満勤勤続15,086千円、高校卒はそれぞれ22,773千円、20,031千円となっている。

表 10 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額（男性）

（千円）

産業区分・勤続年数・年	大学卒		高校卒	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計				
勤続 35 年	20	19,033	10	17,457
満勤勤続	56	22,304	48	20,176
製造業				
勤続 35 年	13	17,445	6	15,086
満勤勤続	35	22,773	30	20,031
前回（令和元年）				
調査産業計				
勤続 35 年	20	21,578	9	16,396
満勤勤続	57	22,895	50	18,589
製造業				
勤続 35 年	11	20,864	5	15,396
満勤勤続	33	23,581	30	17,966

(2) モデル退職金（表11、表12）【集計表第13-1表、第13-9表、第13-13表】

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいい、退職年金制度を併用している企業においては、退職年金現価額が含まれている。

定年退職した場合の退職金額は、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）25,639千円、高校卒事務・技術（総合職）19,712千円、高校卒生産18,397千円となっている。製造業はそれぞれ23,421千円、18,753千円、18,244千円となっている。

表 11 モデル退職金額（会社都合）

(千円)

職種、学歴、 産業区分	勤続 3年	勤続 5年	勤続 10年	勤続 15年	勤続 20年	勤続 25年	勤続 30年	勤続 35年	60歳	定年
事務・技術（総合職）										
大学卒	(25歳)	(27歳)	(32歳)	(37歳)	(42歳)	(47歳)	(52歳)	(57歳)		
調査産業計	690	1,180	3,102	5,779	9,531	13,938	19,154	23,649	25,280	25,639
製造業	786	1,430	3,554	6,473	9,858	14,512	19,631	24,097	26,064	23,421
高校卒	(21歳)	(23歳)	(28歳)	(33歳)	(38歳)	(43歳)	(48歳)	(53歳)		
調査産業計	522	894	2,142	4,035	6,647	10,050	13,679	16,694	19,252	19,712
製造業	627	1,053	2,441	4,519	7,336	10,750	14,077	16,941	19,349	18,753
生産										
高校卒	(21歳)	(23歳)	(28歳)	(33歳)	(38歳)	(43歳)	(48歳)	(53歳)		
調査産業計	549	950	2,401	4,224	6,909	10,187	13,653	17,269	16,577	18,397
製造業	567	1,015	2,580	4,485	7,127	10,364	14,090	17,592	16,604	18,244

定年退職時のモデル退職金額での学歴間格差についてみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、調査産業計では高校卒事務・技術（総合職）は76.9、高校卒生産は71.8となっている。製造業ではそれぞれ80.1、77.9となっている。

表 12 モデル退職金額の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の高校卒の水準）

産業区分	定年	
	事務・技術 （総合職）	生産
調査産業計	76.9	71.8
製造業	80.1	77.9
前回（令和元年）		
調査産業計	94.7	84.2
製造業	83.0	84.5

(3) モデル退職金額の内訳（退職一時金額及び退職年金現価額）

【集計表第14-1表】

定年退職時の大学卒事務・技術（総合職）のモデル退職金額は、調査産業計では26,487千円となっており、その内訳は、退職一時金額が14,126千円、退職年金現価額が12,360千円となっている。製造業では24,536千円となっており、その内訳は、退職一時金額が13,659千円、退職年金現価額が10,877千円となっている。

4 定年制



### (1) 定年制の有無及び定年年齢【集計表第15表】

定年制を採用しているのは調査産業計で166社（集計167社の99.4%）、製造業では集計98社全てである。定年を「60歳」としているのが、調査産業計では140社（制度のある166社の84.3%）、製造業では84社（同98社の85.7%）、「65歳」がそれぞれ22社（同166社の13.3%）、13社（同98社の13.3%）となっている。

### (2) 選択定年制（早期退職優遇制度）（表13、表14）【集計表第16表】

調査産業計では制度があるのは84社（集計166社の50.6%）で、うち勤続年数を要件とする企業は62社（制度がある84社の73.8%）、所要年数の平均は13.8年となっている。製造業で制度のある50社（集計98社の51.0%）のうち、勤続年数を要件とする企業は37社（制度のある50社の74.0%）、所要年数の平均は12.3年となっている。

制度の適用開始年齢をみると「50歳」が最も多く、調査産業計では36社（制度のある84社の42.9%）、製造業では18社（同50社の36.0%）となっている。

表 13 選択定年制の適用状況

産業区分・年	集計社数	制度あり	勤続年数の要件		制度なし
			要件あり	要件なし	
調査産業計	166	84	62	21	82
製造業	98	50	37	13	48
前回（令和元年）					
調査産業計	179	90	73	17	89
製造業	101	49	40	9	52

（注） 勤続年数の要件の有無について無回答の企業が存在する。

退職一時金の優遇措置があるのは、調査産業計では82社（制度のある84社の97.6%）で、定年退職と同等に扱う企業が42社（優遇措置のある82社の51.2%）、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が39社（同47.6%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が7社（同8.5%）等となっている。製造業では優遇措置があるのは48社（制度のある50社の96.0%）で、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が28社（優遇措置のある48社の58.3%）、定年退職と同様に扱う企業が23社（同47.9%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が3社（同6.3%）等となっている。

退職年金の優遇措置があるのは、調査産業計では10社（制度のある84社の11.9%）、製造業では3社（同50社の6.0%）となっている。

表 14 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置

産業区分・年	制度あり (再掲)	退職一時金の優遇あり	優遇措置（複数回答）				退職年金の優遇あり	その他の優遇あり
			定年退職と同等に扱う	勤続年数の加算	年齢に応じた加算	その他		
調査産業計	84	82	42	7	39	19	10	4
製造業	50	48	23	3	28	13	3	4
前回(令和元年)								
調査産業計	90	84	34	8	42	20	10	5
製造業	49	46	18	3	24	14	3	5

## 5 継続雇用制度

### (1) 継続雇用制度【集計表第17表、第15表】

継続雇用制度を採用しているのは、調査産業計では162社（定年制のある166社の97.6%）、製造業では97社（同98社の99.0%）となっており、この全てで再雇用制度を採用している。勤務延長制度を採用しているのは調査産業計では4社（162社の2.5%）、製造業では3社（97社の3.1%）となっている。

### (2) 再雇用時の雇用・就業形態（表15）【集計表第18表】

再雇用時の雇用・就業形態をみると、調査産業計では「嘱託社員」が最も多いとする企業が85社（集計162社の52.5%）、「契約社員」が45社（同27.8%）、「正社員」が10社（同6.2%）、「パート・アルバイト」が8社（同4.9%）、「子会社・関連会社の従業員」が6社（同3.7%）等となっている。

製造業では「嘱託社員」が最も多いとする企業が50社（集計97社の51.5%）、「契約社員」が31社（同32.0%）、「正社員」が5社（同5.2%）、「パート・アルバイト」「子会社・関連会社の従業員」がともに3社（同3.1%）等となっている。

表 15 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

産業区分・年	集計社数	(社)					
		正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	子会社・関連会社の従業員	その他
調査産業計	162	10	45	85	8	6	8
製造業	97	5	31	50	3	3	5
前回(令和元年)							
調査産業計	175	13	47	92	3	8	12
製造業	98	6	32	49	-	4	7

(注)「子会社・関連会社の従業員」には、雇用形態にかかわらず子会社や関連会社で働く労働者全てを含む。

(3) 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較 (表16) 【集計表第19表】

再雇用制度を採用している企業について再雇用時と定年退職時の労働条件を比べてみると、調査産業計では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は125社(集計160社の78.1%)、定年退職時の「50%以上80%未満」が9社(同5.6%)等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が100社(同160社の62.5%)、「50%未満」が33社(同20.6%)等となっている。

製造業では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は79社(集計95社の83.2%)、「50%以上80%未満」が5社(同5.3%)等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が68社(同95社の71.6%)、「50%未満」が13社(同13.7%)等となっている。

表 16 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	所定労働時間						基本給の時間単価					
	計	定年退職時の50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	定年退職時と同じ	その他	計	定年退職時の50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	定年退職時と同じ	その他
調査産業計	160	1	9	6	125	19	160	33	100	3	5	19
製造業	95	1	5	1	79	9	95	13	68	1	3	10
前回(令和元年)												
調査産業計	174	2	3	8	136	25	174	48	92	5	2	27
製造業	97	1	-	2	82	12	98	25	58	2	1	12

(4) 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(表 17) 【集計表第 20 表】

再雇用制度を採用している企業について、再雇用労働者の労働条件と定年年齢

到達前の常用労働者の労働条件を比べると、調査産業計では再雇用労働者は定期昇給なしとする企業は135社（集計159社の84.9%）、定年年齢到達前より低い水準が11社（同6.9%）、一時金（賞与）が低い水準が109社（同161社の67.7%）、支給なしが26社（同16.1%）等となっている。

製造業では定期昇給なしとする企業が80社（集計94社の85.1%）、定年年齢到達前より低い水準が7社（同7.4%）、一時金（賞与）が低い水準が70社（同96社の72.9%）、支給なしが10社（同10.4%）等となっている。

表 17 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	定期昇給					一時金（賞与）				
	計	低い水準	同じ水準	その他	昇給なし	計	低い水準	同じ水準	その他	支給なし
調査産業計	159	11	3	10	135	161	109	11	15	26
製造業	94	7	1	6	80	96	70	9	7	10
前回（令和元年）										
調査産業計	172	10	2	16	144	173	110	9	22	32
製造業	95	4	1	9	81	97	68	7	10	12